

# 「あなた」も「わたし」も、大切にしよう。



## 人権について、改めて考えてみませんか？

世界的大流行により生活に多大な影響を与えた「新型コロナウイルス感染症」のリスクレベルが引き下げられ、人ととの関わり方や生活様式にも変化が表れています。この経験からわたしたちは、あらためて人と人がつながることの重要性や尊さに気づくことができました。21世紀は、「人権の世紀」とい

われます。部落差別（同和問題）をはじめあらゆる人権問題を自分のこととして捉え、多様性を認め合いながら、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現のため、お互いの人権を尊重し、豊かな人権感覚をもって考え方・行動していきましょう。

## 人権に関する法律

多様性を認め合いながら生活するためのさまざまな法律が施行されています

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）
- 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）
- 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）
- こども基本法

ほか

上益城郡の各町でも、誰もが幸せに暮らせる社会実現のために条例を施行しています

**御船町人権擁護に関する条例**

**嘉島町人権擁護に関する条例**

**益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例**

**甲佐町人権尊重のまちづくり条例**

**山都町部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例**



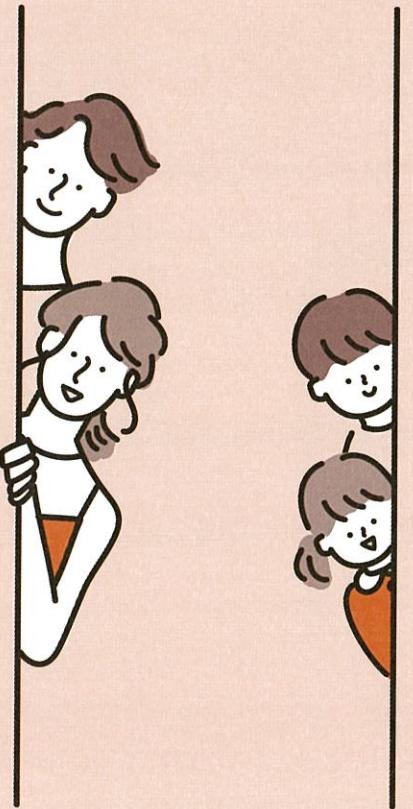
# 幸せに暮らせる社会を、次の世代へ。

## 「こども基本法」で守られる人権をご存じですか？

こどもや若者のみなさんには、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。「こども基本法」は、こうした社会を目指して、こ

どもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。令和5年4月、こども家庭庁創設と同時に、「こども基本法」が施行されました。

### ■ こども施策は6つの基本理念をもとに行われます

- 
- すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されること。
  - すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
  - すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること。
  - すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
  - 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること。
  - 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

### 人権問題に関する主な相談窓口

**熊本県人権センター** (人権に関する相談) 月～金/9:00～16:00 ☎096-384-5822

**みんなの人権110番** (法律問題・人権問題・人権侵害への救済について) 月～金/8:30～17:15 ☎0570-003-110

**各町人権教育担当課** (御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町)